

京都市建設局所管の都市公園における公募設置等計画の認定に関する基準

都市公園法第5条の5第1項の規定に基づく公募設置等計画の認定（同法第5条の6第1項の規定に基づく変更の認定を含む。）に係る基準は、下記のとおりである。

記

1 審査基準

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 公募設置等計画が都市公園法第5条第2項の記載事項を満たすものであること。
- (2) 公募設置等計画が都市公園法第5条の4第1項に規定する基準に適合するものであること。

2 標準処理期間

申請があった日の翌開庁日から起算して30日とする。ただし、当該申請の補正を求めた場合において、当該補正をするために要する期間は、含まない。

附 則

この基準は、令和6年9月6日から施行する。